



非核・平和都市宣言

立案について

— 桜川市総務部総務課 —

目次

第1 立案の趣旨、目的	1
第2 宣言を立案した背景	1
第3 宣言を立案する際に整理した考え方	1
宣言（案）	2

第1 立案の趣旨、目的

健康で住みよい町を築くには、日本の平和と共に、世界が平和であることが大切です。この切なる願いにも関わらず、平和に対する核兵器の脅威から、人類は今なお自由ではありません。世界では、武力紛争が絶えず、多くの核兵器が存在しています。

桜川市としては、合併後も継続して非核平和事業に推進していることから、市のスタンスを明らかにし、内外に向けてアピールする必要があると判断し、非核平和都市（案）を策定しました。

第2 宣言を立案した背景

非核平和は世界中の人々の願いであり、各国においても政策が進められております。

わが国は、原爆による被害を体験した世界で唯一の被爆国であります。そのため国は、核兵器を「作らず」「持たず」「持ち込ませず」という、「非核三原則」を国是とし、悲願を込めて核兵器の廃絶に努力しております。

また全国の自治体も、国の非核三原則が完全に実施されることを強く願い「非核平和都市宣言」がなされており、核兵器の廃絶と平和の実現に向け、様々な努力がなされております。

茨城県内においても、平成21年には、茨城県議会において「非核平和茨城県宣言」が議決されたことに加え、茨城県内の多くの自治体において、非核平和都市を宣言しております。

桜川市においても、来年度の合併10周年を迎えるにあたり、「非核・平和都市」を宣言し、宣言実現の取り組みを進めてまいりたいと思います。

第3 宣言を立案する際に整理した考え方

合併前の旧真壁町において「非核平和の町」を宣言しており、その考えに基づき事業を継続して実施してきました。合併協議会での事務事業調整結果報告書においては、漸次扱いとし、新市において調整するようになっておりました。

このため、旧真壁町の宣言文を基本として（案）を策定しました。

非核・平和都市宣言（案）

清らかな桜川の流れと多くの湖沼、四季折々に姿を変える山々。

この豊かな自然に囲まれ、万葉の歴史と伝統に育まれた素晴らしい郷土の中で、平和で安心して暮らせることは、桜川市民すべての願いです。

このようなわたしたちの願いに反し、核兵器の存在は、世界平和に深刻な脅威を与えています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国民として、「非核三原則」を将来とも遵守し、全世界に対し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願わずにはられません。

桜川市は、平和の願いを新たにするとともに、「非核・平和都市」であることを宣言し、核兵器のない平和な世界の実現に向けた取り組みを市民とともに進めます。

年 月 日

茨城県 桜川市